

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和2年12月3日(2020.12.3)

【公開番号】特開2020-171857(P2020-171857A)

【公開日】令和2年10月22日(2020.10.22)

【年通号数】公開・登録公報2020-043

【出願番号】特願2020-131321(P2020-131321)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 0

【手続補正書】

【提出日】令和2年10月9日(2020.10.9)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技の進行を制御するメイン制御手段と、

前記メイン制御手段の出力に応じて、それぞれ点灯状態または消灯状態となる複数の発光素子からなる発光表示部と、を備え、

前記メイン制御手段は、

遊技領域に発射された遊技球が前記遊技領域を流下して始動口に入球すると、前記始動口への遊技球の入球に基づき、少なくとも、当否抽選のための当否抽選値と、図柄抽選のための図柄抽選値とを取得し、

取得した前記当否抽選値を用いて前記当否抽選を行い、

取得した前記図柄抽選値を用いて前記図柄抽選を行い、

前記当否抽選の結果を示すための特別図柄を変動表示の後に停止表示させ、

前記当否抽選の結果がはずれであった場合には、前記発光表示部における特別図柄表示装置にて前記特別図柄を前記変動表示の後にはずれ図柄を停止表示させ、

前記当否抽選の結果が当りであった場合には、前記発光表示部における特別図柄表示装置にて前記特別図柄を前記変動表示の後に前記図柄抽選で決定された所定の当り図柄で停止表示させて、遊技者に所定の利益を付与可能な特別遊技を実行し、

遊技球が前記始動口に入賞しても前記特別図柄の変動表示の開始条件が成立していない場合に、少なくとも前記当否抽選値を含む特別図柄保留記憶情報を所定数内で保留記憶し、

前記特別図柄の前記変動表示の際には、前記発光表示部における特別図柄表示装置に対し予め定められた所定の図柄を表示させるための点灯データまたは消灯データを切り替えて出力することによって前記変動表示を行うことを特徴とするぱちんこ遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 5

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 5】

上記課題を解決するために本発明は、遊技の進行を制御するメイン制御手段(メイン

基板など)と、

前記メイン制御手段の出力に応じて、それぞれ点灯状態または消灯状態となる複数の発光素子(ＬＥＤセグメントなど)からなる発光表示部(主制御表示装置など)と、を備え、

前記メイン制御手段は、

遊技領域に発射された遊技球が前記遊技領域を流下して始動口に入球すると、前記始動口への遊技球の入球に基づき、少なくとも、当否抽選のための当否抽選値と、図柄抽選のための図柄抽選値とを取得し、

取得した前記当否抽選値を用いて前記当否抽選を行い、

取得した前記図柄抽選値を用いて前記図柄抽選を行い、

前記当否抽選の結果を示すための特別図柄を変動表示の後に停止表示させ、

前記当否抽選の結果がはずれであった場合には、前記発光表示部における特別図柄表示装置にて前記特別図柄を前記変動表示の後にはずれ図柄を停止表示させ、

前記当否抽選の結果が当りであった場合には、前記発光表示部における特別図柄表示装置にて前記特別図柄を前記変動表示の後に前記図柄抽選で決定された所定の当り図柄で停止表示させて、遊技者に所定の利益を付与可能な特別遊技を実行し、

遊技球が前記始動口に入賞しても前記特別図柄の変動表示の開始条件が成立していない場合に、少なくとも前記当否抽選値を含む特別図柄保留記憶情報を所定数内で保留記憶し、

前記特別図柄の前記変動表示の際には、前記発光表示部における特別図柄表示装置に対し予め定められた所定の図柄(当り図柄又は変動中図柄など)を表示させるための点灯データまたは消灯データを切り替えて出力することによって前記変動表示を行うことを特徴とするぱちんこ遊技機である。